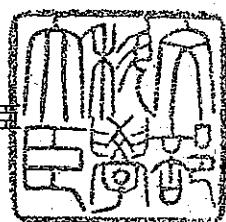


19諸文科科第3150号
平成19年12月3日

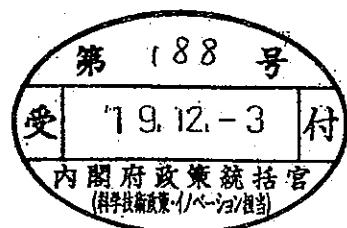
原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の原子炉の設置変更 [S T A C Y (定常臨界実験装置) 施設及びT R A C Y (過渡臨界実験装置) 施設の変更]について(諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長岡崎 俊雄から平成19年11月5日付け19原機(安)102をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号
(経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所S T A C Y施設及びT R A C Y施設で一時保管されているペレット状のウラン酸化物燃料 (^{235}U 濃縮度約 1.5wt% 92kgU) を貯蔵設備での貯蔵に変更するため、U保管室にウラン酸化物燃料貯蔵設備を設ける。

また、今回の変更に併せて、独立行政法人日本原子力研究開発機構の発足に伴い、組織の名称等を変更する。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、ウラン酸化物燃料をU保管室で貯蔵するため、核燃料物質貯蔵設備にウラン酸化物燃料貯蔵設備を追加するものであることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要とされる資金は、日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画としている。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。